

先端設備等導入計画に係る認定申請 提出書類チェックシート

記入日： 年 月 日

事業者名		住所 (認定書送付先)	
担当者所属		役職	
担当者名		メール アドレス	
電話番号		FAX番号	

※下記項目について確認のうえ、右側のチェック欄に「レ」を付して、申請書類等とともに提出してください。

1 提出書類の確認			チェック欄
1	・先端設備等導入計画に係る認定申請書 [1部]、及び(別紙)先端設備等導入計画 [1部]		
2	・認定支援機関確認書 [1部]		
3	(リース契約の場合) ・リース契約見積書の写し [1部] ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し [1部]		
4	・誓約書 [1部]、及び役員名簿(各役員の氏名、生年月日が記されたもの) [1部]		
5	・本チェックシート [1部]		
6	・市税の完納証明書 [1部]		
7	・国民健康保険料の完納証明書 [1部]		
8	・直近2年分の決算書 [各1部]		
9	・返信用封筒 [1通] (A4を折らずに返送可能なもの。返信用の宛先を記載し、申請書類と同程度の重量が送付可能な金額の切手を貼り付けしてください。)		
10	提出書類の写しを取り、申請者自ら保管していますか。 (固定資産税の特例措置を受けるためには、税申告時に上記提出書類の写しの提出が必要です。)		
固定資産税の特例措置関係			
11	固定資産税の特例措置を希望する。 ・工業会等証明書 [写し1部] 【申請時に工業会等証明書が取得できていない場合】 ・先端設備等に係る誓約書 [1部]	右欄のい ずれかに レを記入	
	固定資産税の特例措置を希望しない。		
<p>・「先端設備等導入計画」と「固定資産税の特例措置」では、対象者及び対象設備等の要件が異なります。</p> <p>・「固定資産税の特例措置」の利用については、認定後に別途、償却資産の申告が必要になります。手続き上、本市資産税課と認定状況等について情報共有させていただきますので、ご了承ください。</p>			
2 申請書・計画の記載について			
12	申請書等に住所、記名がありますか。		
13	計画の認定を受ける前に設備の取得を行っていませんか。 (既に取得した設備を対象とする計画は認定を行いません。特例はありませんので、ご注意ください。)		
14	労働生産性の向上目的が、年平均3%以上となっていますか。		
15	計画期間は、3年、4年または5年のいずれかで記載されていますか。		
16	諫早市内で設備投資を行う計画になっていますか。 (実際に設備投資を行う自治体に計画の申請を行い、認定を受ける必要があります。)		

・認定企業には、今後「先端設備等導入計画」の進捗状況等について、アンケート等をお願いする場合がございます。